

# 住居確保給付金の申請に必要な書類と入金までの流れについて

## 1 申請に必要な書類を準備してください。

	必要な書類	特記事項
同封書類に記入	①申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>各書類に署名（様式2-2には貸主又は不動産媒介業者等の押印）が必要です。</li> <li>消せるボールペンや鉛筆による記入は不可。</li> <li>訂正が必要な場合は、二重線で消し、訂正印を押してください（修正液や修正テープは使用不可）。</li> <li>顔写真入りの本人確認書類がない場合は、申請書の裏面に顔写真を貼付してください。</li> <li>市営住宅又は府営住宅にお住いの場合は、「様式2-3の状況通知書」を提出してください。</li> </ul>
	②確認書	
	③状況通知書 （様式2-2）	
準備が必要な書類	④身分証明書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「運転免許証」、「個人番号カード」、「住民基本台帳カード」、「パスポート」、「各種福祉手帳」、「健康保険証」、「住民票」、「戸籍謄本」のいずれかの写し</li> <li>●現住所が明記された有効期限内のものがが必要です（運転免許証の住所変更をしている場合は、新住所が記載された裏面もコピーしてください。）。</li> <li>●顔写真入りの本人確認書類がない場合は、2点以上の提出が必要です。</li> </ul>
	⑤仕事の状況が分かる資料のコピー	<p><b>A 離職・廃業の日から2年以内の方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険受給資格者証」、「退職所得の源泉徴収票」、「退職辞令」等の写し</li> <li>●上記の書類がいずれも準備できない場合は、申立書を提出してください。また、その内容を補完する文書として、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等を提出してください。</li> </ul> <p><b>B 離職や廃業と同程度の状況にある方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「雇用主から休業を命じる文書」、「アルバイトのシフトが減少したことが分かる文書」、「請負契約等のアポイントがキャンセルになったことが分かる文書」等の写し</li> <li>●自営等の方は、「(参考)住一収支状況表(個人事業者用)」又は帳簿の写し等を提出してください(⑦収入が分かる資料としても御利用いただけます。)</li> </ul>
	⑥通帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「記帳済みの通帳の写し」</li> <li>●申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち、口座をお持ちの方の申請日現在まで記帳済みの通帳の写しが必要です。</li> <li>●児童手当、児童扶養手当、年金等各種手当収入がある場合は、振込の分かるページの写しが必要です。</li> </ul>
	⑦ 収入が分かる資料のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「申請月の給与明細書」等の写し（無い場合は振込額の分かる通帳の写し）。</li> <li>●申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写しが必要です。</li> </ul>
	⑧ 賃貸借契約書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「賃貸借契約書」及び「更新契約書」の写し</li> <li>●直近の契約更新時の内容が分かる資料の写しを提出してください。</li> <li>●市営住宅又は府営住宅にお住いの場合は不要です。</li> </ul>

- 2 上記の申請に必要な書類を「提出用封筒」に入れて、「京都市社会福祉協議会 住居確保給付金担当」まで郵送してください。
  - 個人情報に記載された本人確認書類などが含まれますので、簡易書留による郵送をお願いいたします（郵送料金は自己負担）。
  - 郵送の際は、必ず「確認チェックリスト」を同封してください。
- 3 郵送書類が住居確保給付金担当に到着後、電話による確認を行います。
  - 平日の午前9時から午後4時の間に、申請者宛に電話による本人確認及び申請意思の確認を行います。
  - 書類に修正や補記等の必要がある場合は、電話でお伝えします。
- 4 住居確保給付金担当による確認後、京都市において審査を行い、決定次第、決定通知書を申請者及び家主にお送りします。
  - 月末までに書類を不備なく受理し（消印有効）、支給を決定した場合、翌月末の3開庁日前に家主の方の指定された口座に初回分を振り込みます。その後、支給が中止となる場合等を除き、2箇月（計3箇月）間、同様に振り込みます。
  - 審査の結果、申請を却下したり、一部支給となることがあります。